

2016年4月29日

改憲問題対策法律家6団体連絡会

社会文化法律センター	代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団	団 長	荒井 新二
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議 長	原 和良
日本国際法律家協会	会 長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会 長	佐々木猛也
日本民主法律家協会	理 事 長	森 英樹

6月9日「安倍政権と報道の自由」(仮) 市民集会 ご賛同のお願い

貴団体・各位におかれての戦争法の廃止・立憲主義・民主主義を守る日頃からのご活躍に心より敬意を表します。

今、日本のメディアをめぐる状況は、深刻です。2014年11月のTBSニュース23街頭インタビューに対する安倍首相発言、同年12月の衆議院選挙を前に、自民党によるNHKと民法各局に対する「公正中立」報道の要請書送付、2015年5月自民党によるNHKとテレビ朝日経営幹部聴取問題、同6月の沖縄2紙への自民党議員らによる暴言、そして今年2月の高市総務大臣の電波停止発言など、与党・政権によるメディアへの直接間接の介入攻撃事例は後を絶ちません。国連のデービッド・ケイ特別報告者(米国)が今月19日、暫定の調査結果を発表し、日本のメディアの独立が深刻な脅威に直面していると警告したとしています。

この事態を受けて、改憲問題対策法律家6団体連絡会は、6月9日(木曜日)に以下の要領で、TBSの岸井成格氏を迎えて市民集会を行うことを緊急に決定しました。

憲法の保障する表現の自由(21条)は、国民が自ら政治に参加するための不可欠の前提をなす権利であり、報道の自由は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、『国民の知る権利』に奉仕する民主制の基盤をなす重要な基本的人権です。

与党・安倍政権によるメディアへの介入・攻撃に対して、主権者たる国民・市民が共同して、「政権によるメディアへの介入攻撃は許さない」、「国民の知る権利と報道の自由を守れ」の声を大きく広げていくことが、今、緊急に求められています。このような認識に立ち、安倍政権の狙いとメディアの置かれている現状を国民に伝え、憲法の保障する報道の自由の意義を、民主主義との関係であらためて問うために本集会を企画しました。

つきましては、以上の本集会の趣旨をご理解戴き、本集会の賛同団体・賛同人になって戴きますようお願い申し上げます。

多くの市民の声で、本集会を成功させるために、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【要 請 事 項】

- ① 本集会の賛同団体・賛同人となってください。
- ② 本集会の賛同団体・賛同人として、事前の集会の宣伝や、当日のアピール文にお名前を掲載することをご承諾ください。

【集会の要領】

タイトル； 安倍政権と報道の自由（仮）
主 催； 改憲問題対策法律家6団体連絡会（社会文化法律センター／自由法曹団／青年法律家協会弁護士学者合同部会／日本国際法律家協会／日本反核法律家協会／日本民主法律家協会）
日 時； 6月9日（木）17時開場 17時30分開始
場 所； 国会議員会館を検討中（予定）
内 容； 講演「安倍政権と報道の自由」（仮題）
毎日新聞特別編集委員・TBSキャスター岸井成格 氏
アピール採択 ほか

【ご 回 答】

FAX 03-5367-5431 又は 03-3634-5315

E-Mail kyoko@tobu-law.com

- ① 本集会の趣旨に賛同し、賛同団体 賛同人になります。
- ② 本集会の賛同団体・賛同人として、事前の集会の宣伝や、当日のアピール文に名前を掲載することを承諾します。

お名前 _____

連絡先 _____

法律家6団体連絡会は、本集会の開催をはじめとして、広く市民・学者・法律家に呼びかけて、政権の圧力に屈せず、権力監視という本来の使命を果たそうと奮闘されているメディア・ジャーナリストを応援し支える活動を継続していきたいと考えております。あらためて、具体的な行動のご提案をさせていただくこともあると思いますので、今後とも、何卒、よろしくお願い致します。

(お問い合わせ先)

日本民主法律家協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4AMビル 2・3F

電話 03-5367-5430 FAX03-5367-5431

東京東部法律事務所

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 3-9-7 国法ビル 6階

電話 03-3634-5311 FAX03-3634-5315

改憲問題対策法律家6団体連絡会事務局長 弁護士 大江 京子